

I. 総括

(i) 本法の必要性

情報漏えいのメカニズムの検証と本法の必要性の定義が必要

(ii) 本法のあるべき姿（前提）

- ・知る権利を侵害しない
- ・行政の暴走・秘密化を進めない
- ・行政官や国民・市民に対する萎縮効果を作らない

(iii) 本法の修正案の内容の方向性

- ① 絞られた情報を
- ② 限定された一部の人々で
- ③ 一元して管理する

II. 具体的な修正案

1. 秘密の範囲・内容

- ・防衛と外国から提供を受けた安全保障上の情報に限定
→主に国内で警察が得た情報を特定秘密としない

2. 秘密指定の管理・監視

- ・秘密を指定出来る人を限定
→内閣総理大臣または、それに加え防衛、外務大臣のみにその権限を与え統制を図る（個別の長が指定しない）
- ・秘密を内閣で一元管理
→特定秘密の全容を内閣で一元管理し把握する
- ・第三者機関による監視
→秘密の指定および運用を立法府が監視（米国のように特別委員会を国会内に設置）できるようにする
- ・廃棄の禁止/将来の公開義務
→秘密指定された文書の廃棄を禁止し、原則 30 年後に秘密情報を開示することとする

3. 適正評価

- ・評価者および情報の一元管理
→内閣の専門組織が適正評価を行い、情報（秘密情報と適正評価情報）を一元的に管理する
（個別の長が実施しない）

4. 裁判

- ・本法の審理過程で弁護士への情報提供
→秘密の有効性についての裁判については、弁護士が中身を知った上で擁護出来るようにする

5. 罰則

- ・共謀/教唆/扇動に対する罰則の削除
→上記の罪については、罰則の対象としない（萎縮効果が大きいので）